

## ○世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則（抜粋）

新	旧
<p>(収集又は運搬の禁止の対象となる廃棄物等)</p> <p>第22条の2 条例第31条の2第1項に規定する再利用の対象となる物として区長が指定するものは、次に掲げる廃棄物とする。</p> <p>(1) <u>古紙、ガラスびん及びペットボトル</u></p> <p>(2) <u>缶</u></p> <p>(3) <u>使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令(平成25年政令第45号)第1条に規定する電気機械器具</u></p> <p>(4) <u>前2号に掲げるもののほか、焼却して処理しないものとして排出された廃棄物で、金属を含むもの</u></p> <p>2 条例第31条の2に規定する区長が指定する者は、世田谷リサイクル協同組合とする。</p>	<p>(収集又は運搬の禁止の対象となる廃棄物等)</p> <p>第22条の2 条例第31条の2第1項に規定する再利用の対象となる物として区長が指定するものは、古紙、ガラスびん、缶とする。</p> <p>2 条例第31条の2に規定する区長が指定する者は、世田谷リサイクル協同組合とする。</p>